

## 赤十字救急法指導員について

### 【赤十字救急法指導員とは】

赤十字救急法の「指導員」とは、赤十字救急法講習会において指導者としての役割を持った人のことです。

したがって、単に技術が優れ“赤十字救急法救急員よりもランクが上の認定”というわけではなく、日本赤十字社栃木県支部長が指導者として相応しい人を認定するものです。

赤十字救急法指導員養成講習の受講資格は、「赤十字救急法救急員」の資格を有し、ボランティアとして栃木県支部の講習普及方針に則った活動が可能な方となります。救急法などの講習は、赤十字事業として実施されるものであり、指導者は、講習実施者である栃木県支部長の委嘱を受けて講習指導を担当することとされているからです。

指導者は、栃木県支部長の代わりに、赤十字の代表として講習普及に携わる重要な役割を担うため、技術のみならず、指導者としての総合的な資質が要求されます。

また、指導者は、特定の職域・学校・団体等のみでの指導に留まらず、受講を希望する県民に対し、広く普及することが求められます。

## 赤十字救急法指導員養成講習開催要項

### 1. 目的

赤十字の理念と使命を理解し、十分な知識と技術を持った指導力のある実働的な救急法指導員を養成し、本県における赤十字救急法の普及・指導体制の強化を図ることを目的とする。

### 2. 日程

#### (1) 説明会

期日 平成30年6月24日(日)・6月29日(金) ※いずれか一日参加

時間 10時00分～17時00分

内容 オリエンテーション

赤十字について

救急法等講習普及事業と指導員の役割について 等

#### (2) 事前研修会

期日 平成30年8月24日(金)・平成30年9月22日(土) ※両日とも参加

時間 9時30分～17時00分

内容 学科並びに実技の研修及び選抜試験 等

#### (3) 赤十字救急法指導員養成講習

期日 平成30年10月22日(月)、11月7日(水)、11月10日(土)、

11月24日(土)、11月25日(日) ※全日程参加

時間 9時00分～17時00分

内容 学科・実技指導実習

学科・実技検定 等

#### (4) 新任指導員研修会

期日 平成31年1月27日(日)、28日(月)

時間 9時00分～17時00分

内容 自動体外式除細動器(AED)の使用に関する救急法指導員研修

## 指導方法並びに検定方法に関する研修 等

### 3. 会 場

日本赤十字社栃木県支部

### 4. 講 師

日本赤十字社救急法講師

### 5. 受講資格

次の受講条件を全て満たす者。

- (1) 赤十字事業に熱意があり、人格並びに救急法の知識・技術ともに優れ、指導員資格を取得後は救急法の普及をはじめとする赤十字活動を積極的に行う意志のある者。
- (2) 有効な救急法救急員の資格を有する者。  
※ただし、3年以内に資格継続研修を除く救急法基礎講習及び救急法救急員養成講習を受講していること。
- (3) 全ての日程に参加できる者。
- (4) 年齢が満20歳以上の者で、健康な者。
- (5) 県内に在住または在勤の者。

### 6. 定 員

20名程度

### 7. 受講申し込み

平成30年6月11日(月)まで、受講申込書を送付すること(消印有効)。

希望者は、次の連絡先にて「赤十字救急法指導員養成講習受講申込書」を入手すること。

### 8. 問い合わせ/連絡先

日本赤十字社栃木県支部 事業推進課 健康安全係

電話：028-622-4801

メール：kousyuu@tochigi.jrc.or.jp

住所：〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

### 9. その他

#### (1) 受講料について

無料。

なお、受講に際しての交通費については各自負担とする。

#### (2) 教材について

救急法基礎講習並びに救急員養成講習を受講する際に購入した教材を使用する。

#### (3) 服装について

事前研修から新任指導員研修では、原則としてジャージで参加する。

上履きを持参する。

#### (4) 昼食について

先に示した日程の(3)赤十字救急法指導員養成講習の5日間、(4)新任指導員研修会の2日間は本講習を主催する栃木県支部が用意する。

それ以外は各自が用意する。